

諸外国の制度における通知・公告

1. アメリカのクラス・アクション

(1) 連邦民事訴訟規則第 23 条 (渡辺惺之, 吉川英一郎, 北坂尚洋編訳『英和対訳 アメリカ連邦民事訴訟規則 2004-2005 Edition』69 頁)

(a) 略

(b) 略

(c) クラス・アクションの許可命令, クラス訴訟代理人の指名、通知とクラスのメンバー、判決効の拡張、複数のクラスとサブ・クラス

(1) 略

(2) (A) 裁判所が第 23 条 (b) (1) 及び (2) によりクラスを認許した場合は、そのクラスに適切な通知をなすよう指示することができる。

(B) 裁判所が第 23 条 (b) (3) によりクラスを認許した場合、クラスの構成員に対し、合理的な努力により特定可能な全ての構成員に個別的通知することを含め、事情の許す限りで最善の通知方法を指示しなければならない。その通知は理解しやすい簡明な言葉で正確でかつ明確に次の点を述べなければならない：

- ・ 訴えの性質、
- ・ 認許されたクラスの定義、
- ・ クラスに係る請求、争点、又は防御、
- ・ クラスの構成員が望む場合にはクラス訴訟代理人によって出頭できること、
- ・ 裁判所は、構成員の要求する場合、その昔をクラスから除外すること、及び、構成員が除外を選択すべき時と方法、
- ・ クラス構成員に対する第 23 条 (c) (3) によるクラス・アクション判決の拘束力

(3) 本条 (b) (1) 又は (b) (2) に基づきクラス・アクションとして追行された訴訟による判決は、クラスに有利と不利とを問わず、裁判所がクラス構成員と認定した者に及ぶものであり、判決はそれらの者を記載しなければならない。(b) (3) に基づき追行されたクラス・アクションの判決は、クラスに有利と不利とを問わず、(c) (2) の規定による通知の対象とされた者で、除外を要求しなかった者、及び、裁判所が構成員と認定した者に及ぶものとし、また、裁判所はそれらの者を特定し又は記載しなければならない。

(4) 略

2. カナダ・オンタリオ州のクラス・アクション

(1) 大村雅彦「カナダ（オンタリオ州）のクラスアクション制度の概要（上）」 NBL911号34頁

「5 判決および和解

(1) 構成員の権利保障と判決効の拡張

クラス訴訟においては、勝訴・敗訴を問わず、「共通争点に関する判決は、クラス訴訟からオプトアウトしなかったクラス構成員全員を拘束する」（27条3項・17条6項（f））。

このような判決効拡張を正当化する権利保障の仕組みとして、次のようなものが挙げられる。

- ①認可の要件としての適切代表（5条（1）項（e）（実際には典型的な立場の個人が原告となる。）
 - ②構成員の一部の者だけに共通の争点があるときは、下位クラスを認め、代表者を置くこと（5条（2）項）
 - ③複数の手続段階におけるクラス構成員へのノウティス（後述）
 - ④クラス構成員によるオプトアウト（離脱）の権利（9条）
 - ⑤クラスの利益の公正かつ適切な代表を確保するため、クラス構成員の訴訟参加を許容（14条）
 - ⑥代表原告が上訴しない場合、クラス構成員による上訴可能（30条（4）項・（5）項）
 - ⑦クラスアクションの係属中は、構成員の権利の出訴期限も進行停止（28条）
 - ⑧共通争点があると認められて認可される場合、クラス構成員の個別争点を判断する手続や、金銭賠償額の計算と分配のための手続を用意（24条・25条）
 - ⑨和解や手続の終了には裁判所の承認が必要（29条）
 - ⑩手続全体にわたって裁判1所による事件管理（case management）の強化
- これらのうち、ノウティス（告知）について付言すると、クラスの認可、和解の認可、共通争点に関するトライアルなど、手続の重要な局面ごとに、クラス構成員に対して告知がなされる（17条-19条）。正式の告知は、クラスの範囲が確定しなければできないので、クラスアクションの認可がなされた時以降に実施されるが、実際には、訴え提起の段階から、代理人弁護士によってWEBサイトが立ち上げられたり、事件によってはプレス・リリースが行われたりして、事実上のノウティスが開始されることも多い。告知の方法は、個別郵送、新聞広告、WEB、TVCM、ちらし配布などさまざまであり得るが、これらを含む

実効性のある「告知計画」を原告側が提案することは認可要件の一部であり、これについて裁判所の承認が必要である（認可する場合も、裁判所はあれこれと指示をして告知計画の修正を求めることがある）。ただし、クラスの規模、住所情報の有無、費用等を勘案して、実行可能な告知（feasible notice）であれば足りると解されている。また、認可の告知は、裁判所の裁量により、免除することもできる（17条2項）。認可の段階よりも、和解の段階が重視されているといえる。）

（2）条文（大村雅彦「カナダ（オンタリオ州）のクラスアクション制度の概要（下）」NBL912号82頁）

第17条 認可の告知

- (1) クラス構成員に対するクラス訴訟の認可の告知は、代表当事者が、本来に定めるところに従って行わなければならない。
- (2) 告知の不要化 (3) 項に掲げる諸要素を勘案して裁判所が適切と考えるときは、裁判所は告知を不要とすることができる。
- (3) 告知に関する決定 裁判所は、次に掲げる諸要素を勘案した上で、告知の次期および方法を定める決定をしなければならない。
 - (a) 告知に要する費用
 - (b) 訴えで求められている救済の内容
 - (c) クラス構成員の個々の請求権の規模（額）
 - (d) クラス構成員の人数
 - (e) クラス構成員の住所
 - (f) その他関連する事項
- (4) 同前 裁判所は、告知的方法については、次に掲げる方法を用いることができる。
 - (a) 直接の交付または郵送
 - (b) 掲示、広告、出版、またはちらしの配布
 - (c) クラスの中のサンプル・グループに対する個別的告知
 - (d) 裁判所が適切と考える方法、またはいくつかの方法の組み合わせ
- (5) 同前 裁判所は、クラス構成員が異なるに応じて異なる方法での告知をするよう、命ずることができる。
- (6) 告知の内容 本条における告知には、裁判所が別段のことを命じない限り、次の各事項を記載しなければならない。
 - (a) 代表当事者の氏名・住所、求められている救済内容などクラス訴訟に関する情報
 - (b) クラス構成員がオプトアウトすることができる方法および期限
 - (c) クラス訴訟が構成員にもたらす可能性のある経済的結果

- (d) 代表当事者とその弁護士が報酬および経費に関して結んでいる契約の概要
 - (e) クラス側が是起したまたはこれに対して提起されている反訴および反訴で求められている救済内容
 - (f) オプトアウトの手続を取らなかったクラス構成員の全員が、勝訴敗訴にかかわらず、判決に拘束されること
 - (g) 構成員はクラス訴訟に参加する権利を有すること
 - (h) 構成員がクラス訴訟に関して問い合わせをする場合の連絡先
 - (g) その他裁判所が適切と考えるあらゆる情報
- (7) 寄付の勧誘 本条における告知には、裁判所の許可を受けて、弁護士の報酬と経費の支払いを補助するため、構成員からの寄付の勧誘を記載することができる。

第 18 条 個々人の参加が要求される場合の告知

- (1) 裁判所が共通の争点をクラスの有利に判断（判決）した場合であって、かつ、個別の争点について判断するために個々のクラス構成員の参加が必要であると考えるときは、代表当事者は、本条に定めるところにより、それらの構成員に告知をしなければならない。
- (2) 同前 本条に定める告知には、必要な修正を加えて 17 条（3）項ないし（5）項の規定を準用する。
- (3) 告知の内容本条に定める告知には、次の事項を記載しなければならない。
 - (a) 共通の争点がクラスの有利に判断されたこと
 - (b) クラス構成員が個人的に救済を受ける権利を有すること
 - (c) 構成員が個人的に（分配）請求をするために取るべき手続
 - (d) 構成員が前項の手続を取らなかった場合は、裁判所の許可を受けなければ、もはや個人的に（分配）請求をすることができなくなること
 - (e) 構成員が取るべき手続に関して問い合わせをする場合の連絡先
 - (f) その他裁判所が適切と考える事項

第 19 条 利害関係人の利益を守るための告知

- (1) クラス訴訟がいかなる手続段階にあらうとも、裁判所は、クラス構成員もしくは当事者の利益を保護するために、または、訴訟の公正な運営を確保するために、裁判所が必要と考える告知をするよう、いかなる当事者にも命ずることができる。
- (2) 同前 本条に定める告知には、必要な修正を加えて 17 条（3）項ないし（5）項の規定を準用する。

第 20 条 裁判所による告知事前承認

17 条-19 条に定める告知は、それを発する前に、裁判所の承認を得なければならない。

第 21 条 告知の実施

裁判所は、より実際的であるかどうかという観点から、17条-19条によってある当事者がなすべきものとされる告知を別の当事者に一どのような方法であれその者に利用可能な方法で一実施するよう命ずることができる。

第22条 告知の費用

- (1) 裁判所は、17条-19条に定める告知の費用の負担につき、当事者間での分担を命ずることも含め、適切と考える決定をすることができる。
- (2) 同前 前項の決定をするに際し、裁判所は、下位クラスの相異なる利益を斟酌することができる。

3. カナダ・ケベック州のクラス・アクション

(1) カナダ・ケベック州のクラス・アクション (平成 21 年度消費者庁海外調査『アメリカ、カナダ、ドイツ、ブラジルにおける集団的消費者被害の回復制度に関する調査』報告書 31 頁)

「裁判所が申立てを審理した結果、集団訴訟提起を認める認可判決が出されると、一定の要件の下で、認可申立てを行った構成員がグループ代表者 (représentant du groupe) に任命される (同法 1003 条)。これにより、このグループ代表者が集団訴訟の構成員全員の名の下に訴訟を提起することとなる。

グループ代表者は、基本的には構成員に含まれる者でなければならないが、同法 1048 条 1 項各号の要件を満たす私法上の法人、会社又は社団も代表者としての地位を認められる。すなわち、「a) 指定する構成員の 1 人が、その利益のために集団訴訟を提起しようとするグループの構成員である場合」又は「b) 前号の構成員の利益が法人又は社団が創設された目的に結びついている場合」であり、たとえば、消費者団体は後者に該当することとなろう。もっとも、実際には、自然人が認可申立てを行う事案が 8 割以上を占めており (後掲「統計資料」の図表 (6) 参照)、法人等がグループ代表者となる例は、さほど多くはないようである (ただし、自然人以外では、消費者団体が含まれる非営利団体による認可申立てが 1 割弱を占めている)。

なお、集団訴訟の訴訟費用は、グループ代表者が支払わなければならない。このために、集団訴訟援助基金による財政的援助が存在している (後述)。

さて、集団訴訟提起の認可を行った裁判所は、判決により、新聞、ラジオ、宣伝ポスターなどにより、構成員に向けて集団訴訟の内容の説明及び当該集団訴訟のグループを示す通知の公告 (la publication d' un avis) を行うよう命じる (同法 1005 条、1006 条)。なお、上級裁判所におけるヒアリング調査によると、この通知の方法については、できるかぎり多くの構成員に伝わるよう裁判所が裁量的判断によって決めるとのことであった (本来であれば全員に通知を行うべきではあるが、実際上は不可能である以上 (構成員全員が判明していれば、そもそも集団訴訟を提起する必要もない、という割り切りのようである)、構成員への個別の通知を行うのではなく、構成員に広く伝える方法の判断を裁判所の裁量に委ねるほかない、との理解のようである)。たとえば、新聞において広告を掲載するという方法が一般的であるが、その際も、フランス語系の新聞のみならず、英語系の新聞にも必ず掲載するように配慮しなければならないとのことであった (同法 1046 条参照)。

以上の認可判決が出されると、この集団訴訟の構成員は、何らの手続を経ることなく、当然に当該集団訴訟の利益を享受することとなる。もっとも、もしある構成員がこの集団訴訟から脱退したいと考えた際には、除斥期間内に、グループから脱退する旨の判断を書留郵便又は内容証明郵便によって裁判所書記課に通知することとなる（同法 1007 条 1 項）。このように、ケベック法における集団訴訟は、いわゆるオプトアウト（opt-out）型を採用している。」

（２）条文（平成 21 年度消費者庁海外調査『アメリカ、カナダ、ドイツ、ブラジルにおける集団的消費者被害の回復制度に関する調査』報告書 309 頁）

第 2 章 集団訴訟提起の認可（L'autorisation d'exercer le recours collectif）

第 1003 条

裁判所は、以下の要件を満たす場合に、集団訴訟の提起を認可し、その指定する構成員に代表者の地位を付与する。

- a) 各構成員の請求が、同一、類似又は関連する、法律上又は事実上の問題を提起すること
- b) 主張されている事実が求められている結論を正当化すると見られること
- c) グループの構成により第 59 条又は第 67 条の適用が困難又は実際的でないこと
- d) 裁判官が代表者の地位を付与する構成員が、すべての構成員にとって適切な代表行為を確実になすこと

第 1005 条

- ① 申立てを理由ありとする判決は、以下の事項を含む。
 - a) その構成員がすべての判決に拘束されるグループの特定
 - b) 集団的に取り扱われるべき主な問題及びそれと結びついた求められる結論
 - c) 構成員に対する通知の公告（la publication d'un avis）の命令
- ② 判決はまた、それ以降は構成員がグループから除外されえない日を定める。除外期間は、構成員に対する通知の日から 30 日以上 6 月以内のみ定めうる。この期間は厳格なものである。但し、構成員が事実上より早く行動することが不可能であったことを証明するときは、裁判所は当該構成員の除外を許すことができる。

第 1006 条

構成員に対する通知（avis）は、以下の事項を含む。

- a) グループの特定
- b) 集団的に取り扱われるべき主な問題及びそれと結びついた求められる結論
- c) 構成員が集団訴訟に参加することができること
- d) 集団訴訟が提起されるべき地区
- e) 構成員がグループから除外される権利、従うべき手続、除外期間

f) 代表者でも参加人でもない構成員は集団訴訟の費用の負担を命じられることはないという事実

g) 裁判所が通知に含むことを有用と認めるその他すべての情報

第 1007 条

- ① 構成員は、除外期間の経過前に、書留郵便又は内容証明郵便により、自らの決定を書記課に通知して、グループから除外されることができる。
- ② 除外された構成員は、代表者の請求に基づくいかなる判決にも拘束されない。

第 3 章 訴訟の進行 (Déroulement du recours)

第 1025 条

- ① 和解、真正の申出 (offres réelles) の受諾又は認諾は、それが請求の全体について留保にされる場合を除き、裁判所の許可がない限り、無効である。この許可は、通知 (avis) が構成員に対してされた場合にのみ、付与することができる。
- ② 前項の通知 (avis) は、以下の情報を含むものとする。
 - a) 和解が特定の日及び場所に許可のため裁判所に提出される旨
 - b) 和解の内容及び定められた履行の方法
 - c) 構成員が自己の権利を立証するためによるべき手続
 - d) 構成員が提案された和解及び必要があれば残余金 (reliquat) の処分についての意見を裁判所に述べることができる旨
- ③ 判決は、必要があれば、第 1029 条から第 1040 条までの適用の方式を定める。

第 4 章 判決 (Le jugement)

第 1 節 終局判決の内容及び効果

第 1030 条

- ① 終局判決が既判力 (autorité de la chose jugée) を取得したときは、第 1 審裁判所は、通知の公告 (publication d'un avis) を命じる。
- ② 前項の通知は、グループの記述と判決主文を含む。
- ③ 構成員が自己の請求を提出することができる旨を終局判決が定めたときは、裁判所は、残された決められるべき問題、請求に添付しなければならない情報及び文書並びに当該通知に含むことが有益であると判断される他のすべての情報を示す。

第 5 章 雑則 (Dispositions diverses)

第 1045 条

裁判所は、集団訴訟に関する手続が係属中いつでも、それが当事者又は構成員の利益を害しない範囲で、手続の進行を迅速化し、立証を簡易化するような措置をとることができる。裁判所はまた、構成員の利益を保護するため必要であると認めるときは、構成員に対

する通知の公告を命じることができる。

第 1046 条

- ① 通知 (avis) を構成員に対してしなければならないときは、通知は、その名宛人のために簡易かつ理解しやすい言語で作成される。通知は、グループの記載並びに各当事者の氏名及び住所（住所については代理人の住所も可。）を記載する。裁判所は、また、要約された通知の公告 (publication) 又は適切と認めるときはその放送を許可することができる。要約された通知において、通知の全文は書記課において閲覧できる旨、要約された通知と通知全文との間に齟齬があるときは後者が優先する旨が言及されなければならない。
- ② 裁判所は、通知の公告又は放送を命じるときは、それに要する費用、訴訟 (cause) の性質、グループの構成及び構成員の地理的状況を勘案し、その公告又は放送の日、形式及び方法を定める。必要があれば、通知は、その者を指名又は特定することで、個別に通知がされる構成員を記載する。
- ③ 第 1006 条、第 1025 条及び第 1030 条に記載された場合を除き、裁判所はさらに、記載が含むべき情報を特定する。

第 1048 条

- ① 私法上の法人、会社又は第 999 条 2 項所定の社団は、以下に定める場合に限り、代表者の地位を求めることができる。
 - a) 指定する構成員の 1 人が、その利益のために集団訴訟を提起しようとするグループの構成員である場合
 - b) 前号の構成員の利益が法人又は社団が創設された目的に結びついている場合
- ② 会社法第 3 部 C-38 章に規定された法人、組合法 C-67.2 章に規定された組合又は労働法 C-27 章の意味での労働組合を除き、私法上の法人、会社又は社団は、その訴訟を提起するため、集団訴訟援助基金の財政的援助を受けることができない。

4. デンマークのクラス・アクション

(1) グループメンバーへの通知等（上原敏夫「デンマークにおけるクラスアクション（集団訴訟制度）の概要」NBL917号76頁）

「(1) 集団訴訟が認可された場合には、請求の内容、訴訟の範囲、グループメンバーの参加申出または脱退申出の期限、申出をした場合またはしない場合の法律効果等について、グループメンバーに対して、通知がなされる。通知の書式や方法は裁判所が決定するが、通知の実施はグループ代表者に命じてさせることができ、この場合は、裁判所はグループ代表者に通知のための費用を支払う（第254条e第9項）。

(2) 通知は、グループメンバーの大多数が集団訴訟の係属、参加申出または脱退申出の期限等を知ることができるような方法によることが必要と解されているが、個別通知に限定されず、公告の方法によることもできる（第254条e第9項）。このような意味でグループメンバーに対する通知が可能なことは、集団訴訟の認可の要件でもある（第254条b第6項）。」

(2) 条文（上原敏夫「デンマークにおけるクラスアクション（集団訴訟制度）の概要」NBL917号79頁）

第254条b

I 集団訴訟は、以下の各号のすべてを充たす場合に限り、許される。

- 1) 第254条aに定められた共通の請求に該当すること
- 2) すべての請求につきデンマーク国の管轄権があること
- 3) 請求の1つにつき、裁判所が土地管轄権を有すること
- 4) 請求の1つにつき、裁判所が事物管轄権を有すること
- 5) 請求を審理するにつき集団訴訟が最善の方法であること
- 6) グループメンバーを特定することができ、それらの者に訴訟について適切な方法で通知することができること、および、
- 7) 第254条cに基づき、グループ代表者を任命することができること

II 裁判所がすべての請求を1の独立した訴訟として扱う事物管轄権を有しない場合は、裁判所は、当該訴訟について、少なくとも1以上の請求を扱う事物管轄権をもつ裁判所に事件を移送することができる。

第 254 条 e

- I 裁判所は、第 254 条 b および第 254 条 c に定める要件が満たされている場合に、グループ代表者を指名する。
- II 裁判所は、グループ代表者の指名に関して、または、本条第 6 項および第 8 項に基づく集団訴訟への参加もしくは集団訴訟からの脱退の期日の経過につき、グループ代表者が相手方当事者への支払いを請求される可能性のある訴訟費用の担保を提供すべき旨を、グループ代表者に命ずることができる。担保の種類と額は、裁判所が定める。担保を提供できず、かつ別のグループ代表者を指名できない場合は、訴訟は取り消されるものとする。
- III 裁判所は、必要と認める場合は、後に、別のグループ代表者を指名することができる。本条第 6 項に基づく集団訴訟への参加申出において、参加申出をしたグループメンバーの過半数が、候補者を示して新しいグループ代表者の指名を求め、当該候補者がその責務を引き受ける意思を有するときは、裁判所は、新しいグループ代表者の指名を決定する。
- IV 裁判所は、集団訴訟の範囲を定める。裁判所は、申立てに基づき、後にその範囲を変更することができる。
- V 集団訴訟は、本条第 6 項および第 7 項に従い集団訴訟に参加したグループメンバーにより構成される。ただし、裁判所が、本条第 8 項に従い集団訴訟から脱退しないグループメンバーにより構成されるものと決定する場合は、この限りではない。
- VI 裁判所は、集団訴訟への参加につき、書面による申出の期限および提出場所を定める。裁判所は、特別な理由がある場合は、期限後の参加申出を許すことができる。
- VII 裁判所は、集団訴訟の参加につき、グループメンバーが裁判所により設定された訴訟費用の担保を提供することを条件とするものと決定することができる。ただし、グループメンバーが、訴訟費用を保証する法定費用保険もしくはその他の保険を契約している場合、または、集団訴訟が、第 327 条から第 329 条に定める法律扶助の要件に該当し、かつグループメンバーが第 325 条に定める経済的要件を満たしている場合はこの限りではない。司法省は、グループ代表者からの申請に基づき、集団訴訟が第 328 条および第 329 条に定める法律扶助の要件を満たしているかについて、報告を行うものとする。第 327 条第 4 項第 2 文および第 3 文、328 条第 5 項第 2 文、および第 329 条第 3 文の規定を準用する。
- VIII 請求の規模が小さいため個別訴訟の提起が期待できないことが明らかであり、かつ、集団訴訟への参加申出を待つことも当該請求の扱いとして不適切であると判断できる場合には、裁判所は、グループ代表者の要求に基づき、集団訴訟がその訴訟からの脱退を表明していないグループメンバーにより構成されるものと決定することができる。裁判所は、集団訴訟からの脱退につき、書面による申出の提出期限および提出場所を定める。

裁判所は、特別な理由がある場合は、期限後の脱退申出の提出を例外的に許すことができる。

- IX 集団訴訟の範囲に含まれる者は、本条第 1 項から第 8 項までに定められた条件、集団訴訟への参加および集団訴訟からの脱退のそれぞれにつき、その法的効果につき、通知を受ける。通知は、裁判所が決定する方法によって行う。裁判所は、通知の全部または一部を公告の方法により行うことを決定することができる。裁判所は、グループ代表者に対して、通知を行うよう指示することができる。グループ代表者に対して、通知に要した費用を暫定的に支払うものとする。

第 254 条 g

- I 集団訴訟の取下げまたは却下に関する問題がある場合、集団訴訟を構成するグループメンバーに対して通知をしなければならない。ただし、通知が明らかに必要でない場合はこの限りではない。合意の認可に関する問題があるなど、その他の場合において、裁判所は、通知を行うべきことを決定することができる。第 254 条 e 第 9 項第 2 文から第 5 文までの規定を準用する。

- II 集団訴訟が取り下げられまたは却下される場合において、集団訴訟を構成するグループメンバーは、4 週間以内に裁判所に書面による通知を行うことにより、当事者として訴訟に参加することができる。ただし、参加は、自己の請求に関連し、かつ、個別訴訟に関する規律に従い訴訟が進行する範囲に限り許される。裁判所が、第 254 条 e 第 4 項第 2 文の規定に従い、請求を集団訴訟として認めないことを決定する場合においても、同様とする。

第 254 条 i

裁判所は、集団訴訟を構成するグループメンバーに対し、集団訴訟における判決を通知するものとする。第 254 条 e 第 9 項第 2 文および第 3 文の規定を準用する。集団訴訟を構成するグループメンバーが求める場合は、裁判所は、判決の写しを交付する。

5. ノルウェーのクラス・アクション

(1) クラスアクションの告知（三木浩一「ノルウェーにおけるクラスアクション（集団訴訟制度）の概要（上）」NBL915号52頁）

「裁判所は、クラスアクションの訴えを認可したときは、オプトイン型とオプトアウト型のいずれであっても、クラスに属する者（オプトイン型の場合はオプトインの資格を有する者、オプトアウト型の場合はクラスメンバー）に対して、クラスアクションが提起されたことを告知しなければならない（35-5条1項）。オプトイン型の場合はオプトインの機会を与えるための告知であり、オプトアウト型の場合はオプトアウトの機会を与えるための告知である。

告知の方法は、個別通知もしくは公告またはその他の方法であり、裁判所が裁量で決定する。また、告知の内容も、裁判所が決定する。ただし、①クラスメンバーとしての登録または登録抹消がもたらす効果の説明、②一定の訴訟上の費用を負担する可能性についての説明、③和解に関してクラス代表者がどのような権限を有するかの説明、④オプトイン型におけるクラス登録を行うことができる期限などについては、必ず記載しなければならない（35-5条2項）。

告知の主体は、アメリカ法と異なり原則として裁判所であるが、裁判所はクラス代表者に告知を担当させることもできる。また、告知の費用をクラス代表者に負担させることもできる（35-5条3項）。クラス代表者は、自らが負担した告知の費用を一定の限度で相手方当事者またはクラスメンバーから回収することができる（35-13条2項）。

告知すべき相手方である潜在的なクラスメンバーやその住所などの情報は、被告である企業などが有していることも少なくない。こうした場合でも、裁判所は、告知の実施に対する協力を被告に強制することはできない。ただし、法務警察省の解釈によれば、被告の顧客リストなどに基づく通知の実施を事実上被告に依頼することは、できるものと考えられている。」

(2) 条文（三木浩一「ノルウェーにおけるクラスアクション（集団訴訟制度）の概要（下）」NBL916号51頁）

第35-5条 認可された集団訴訟の告知

- (1) 集団訴訟を認可したときは、裁判所は、通知、広告又はその他の方法により、その集団訴訟に参加しうる者又は第35-7条に基づき集団構成員とされる者に対し、その集団訴訟が提起されたことを知らせなければならない。

- (2) 通知又は広告には、集団訴訟及び集団訴訟手続の意味するところ（集団構成員としての登録又は登録抹消がもたらす影響、訴訟費用を負担する潜在的な責任、和解に関する集団代表者の権限を含む）を明確に記載しなければならない。通知には、集団登録を行うことができる期限を記載しなければならない。
- (3) 裁判所は、通知の内容、通知の方法（集団代表者が通知又は広告を担当するかどうか、及びその費用を負担するかどうかを含む）、及びその他の事項を決定しなければならない。

第 35-6 条 集団構成員の登録を要する集団訴訟

- (1) 集団訴訟は、第 35-7 条に基づいて提起された訴訟を除き、集団構成員として登録された者のみを対象とする。集団訴訟の範囲に含まれる請求を有する者は、集団登録をすることができる。
- (2) 登録の申請は、登録期限内に提出しなければならない。本案審理前の時点であれば、裁判所は、特別の場合には、期限後の登録を認めることができる。ただし、相手方当事者が強く反対する場合には、これを考慮しなければならない。
- (3) 集団訴訟の訴えを提起した者又は集団代表者からの申立てに基づいて、裁判所は、第 35-14 条に基づく費用に関して裁判所が認めた上限額について、集団登録をした集団構成員が責任を引き受けるべき旨を決定することができる。同じく申立てに基づいて、裁判所は、集団のための弁護士費用の一部又は全部が、集団登録の前に支払われるべきことを決定することができる。
- (4) 集団登録は、裁判所がこれを管理する。裁判所事務局は、集団登録に関するより詳細な規則を定めることができる。

第 35-7 条 集団構成員の登録を要しない集団訴訟

- (1) 裁判所は、次の各号に掲げる場合には、集団訴訟の範囲に含まれる請求を有する者たちが集団登録をすることなく集団構成員となるべき旨の決定をすることができる。
 - a) その者たちが有する請求の金額又は利益が非常に小さく、その者たちの中の相当に多数の者が個別の訴えを提起することはないであろうと推測される場合、かつ
 - b) 個別審理の必要がある争点が生じることはないと判断される場合。
- (2) 集団訴訟に加入することを望まない者は、第 35-8 条に従って手続から離脱することができる。離脱の登録は、裁判所がこれを管理する。これに対応して、第 35-6 条第 (4) 項を準用する。

第 35-8 条 集団構成員からの離脱

- (1) 何人も、集団構成員から離脱することができる。離脱には、集団登録の抹消または離脱登録の記載を要する。離脱は、裁判所が離脱の通知を受領したときに、その効力を生じる。ある集団構成員の請求に対して終局かつ執行可能な決定がなされた後は、その集団構成員は離脱することができない。

- (2) 事件の本案に関して第35-11条に基づく集団構成員を拘束する判決がなされる前であれば、集団構成員は、その実体法上の請求権を失うことなく、集団から離脱することができる。
- (3) 集団構成員が、事件の本案に関して第35-11条第(2)項に基づく集団構成員を拘束する判決がなされた後に離脱した場合において、その者の事件についてさらなる審理を要するときは、同一の裁判所で、通常訴訟手続又は少額訴訟手続の規則に従って、審理を続行しなければならない。その離脱した集団構成員の請求について裁判所の判断がなされたときは、上訴の申立ては個人訴訟における上訴の方法で行わなければならない。その上訴の期限は、集団のための上訴の期限から1か月後である。ただし、集団が上訴した場合には、この期限を徒過した後であっても個人上訴を行うことができる。この場合には、上訴の通知は集団からの離脱の通知と同時に提出されなければならない。その上訴は集団が申し立てた上訴の範囲内でなければならない。
- (4) 上訴において別段の陳述がある場合を除き、集団の相手方当事者からの上訴は、第35-11条に基づいてすべての集団構成員が拘束される判決が言い渡されたときに集団の構成員であった者たちに対して、なされるものとする。
- (5) 個人訴訟の方法で訴えを提起した者は、本条の前項までの規定との関係では、集団訴訟から離脱したものとみなされる。第35-7条に基づく訴訟においては、個人訴訟が却下されたときはこの効果は失効する。

第35-13条 報酬

- (1) 集団代表者は、その職務に関して報酬を受ける権利、並びに、支出（弁護士に対する報酬及び費用を含む）の償還を受ける権利を有する。この報酬及び支出の償還については、裁判所がこれを決定する。この場合には、第20-9条が適用される。
- (2) 集団代表者が負う費用に関する請求権は、相手方当事者が費用負担を命じられた範囲において相手方当事者に対して、又、第35-14条に定める限度で集団構成員に対して、これを行うことができる。

6. スウェーデン

(1) スウェーデンのクラス・アクション（平成 20 年度内閣府海外調査『諸外国における集団的消費者被害の回復制度に関する調査報告書』73 頁）

「⑨訴訟通知手続、告示方法

原告の団体訴訟手続開始の申立が却下されない場合は、当該集団の構成員はかかる手続について通知されるものとする。内容的には裁判所によって適切であるとされる範囲において、以下の事項について叙述されていなければならない（第 13 条）。

(ア) 申立に関する簡潔な記載

(イ) 以下に関する情報

a) 形態としての集団訴訟手続が採用されている旨の情報

b) 構成員が当該訴訟手続に個人的に参加するための機会を付与する旨の情報

c) 判決の法的効力、および

d) 訴訟費用に関して適用されうる規則

(ウ) 原告および訴訟代理人の氏名および住所

(エ) 裁判所によって決定される、14 条に基づく通知に関しての日付の通知

(オ) 当該集団の構成員の権利に関して重要な、その他の状況に関する情報
14 条では、Opt In 方式であることが以下のように規定されている。

裁判所の定める期間内に、集団訴訟に参加することを望む旨の通知を書面にて裁判所に提出しない集団の構成員は、当該集団から脱退したものと看做す。

集団構成員への通知は、裁判所により適切であると考えられた方法によって行われる（第 13 条、49 条、50 条）。

告知や通知にかかる費用はすべて国庫から賄われる。

一旦、Opt In を表明しても、Opt In の最終期限まではそれを撤回して集団から離脱できるが、最終期限を過ぎるとそれはできなくなり、結果に拘束される。理由としては、最終期限を過ぎても Opt Out できるとなると被告企業にとってフェアではなくなるからである。期限は案件毎に裁判所が決定するが、通常は 2～3 ヶ月である。

具体的な例として、現時点までの唯一の公的集団訴訟である「オンブズマン対クラフトコムユニオン」のケースでは、約 8,000 人の対象者に対して約 2,000 人が Opt In した。約 8,000 人の対象者に対しての Opt In の意志を問う通知は裁判所が行った。方法としては、住所の分かっていた 3,000 人に対しては郵送、住所の分からない 5,000 人には新聞広告を 3～4 回掲載し広く通知を行った。

また、TV やラジオがこのケースを取り上げ、編集記事としても流れたことも通知の一環を担うこととなった。」

(2) 条文 (内閣府「集团的消費者被害回復制度等に関する研究会」第10回参考資料1)

(集団訴訟が開始されたことの構成員への通知)

第13条 集団訴訟手続の開始に関する原告の申請が却下されないときは、集団構成員は集団訴訟手続について通知されなければならない

この通知は裁判所が適切と認めるところに従い以下の事項を包含しなければならない。

1. 申請の要旨、
2. 以下に関する情報
 - a) 取扱形態としての集団訴訟手続、
 - b) 構成員の自ら訴訟手続に関する可能性、
 - c) 集団訴訟手続における判決の法律効果、及び
 - d) 訴訟費用について妥当する規定、
3. 原告及びその代理人の氏名及び住所に関する情報、
4. 裁判所が第14条による届出のために定める日時に関する情報、並びに
5. 集団構成員の権利のために有意義なその他の事情に関する情報。

(集団の特定)

第14条 裁判所が定める期間内に書面で裁判所に、彼又は彼女は集団訴訟に包含されることを欲する旨の届出をしない集団構成員は、集団から離脱したものとみられなければならない。

(集団構成員への通知)

第49条 裁判所は、その余の規定に定めるもののほか、判決又は終局的決定並びに第26条により確証が求められる和解について、関係する集団構成員に通知しなければならない。

情報が構成員の権利のために有すると考えられうる意義にかんがみ必要であるときは、裁判所はさらに以下各号の事項も関係する集団構成員に通知しなければならない。

1. 原告が新たな原告に交代したこと、
2. 原告が新たな代理人を依頼したこと、
3. 原告が請求を放棄したこと、
4. 危険契約の承認に関する問題が生じたこと、
5. 判決又は決定が上訴されたこと、並びに
6. その他の決定、措置及びその余の事情。

第50条 本法による集団構成員への通知は、裁判所が適切と認める方法で、かつ訴訟手続

法第 33 章第 2 条第 1 項の規定を遵守して行わなければならない。

それが事件の取扱上著しい利益があるときは、裁判所は当事者に、通知について担当するよう命ずることができる。このような場合においては、当事者は公費から費用の補償を受ける権利を有する。

第 2 項に述べるところは、通知が送達によって行われるときにも適用される。